

「本とともにだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画の策定

1 要旨

「本とともにだち」プラン第三次静岡県子ども読書活動推進計画-後期計画-の成果と課題を踏まえ、今後の5年間を見据えた第四次計画を策定する。

2 計画の位置付け

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としている。
- (2) 県内各市町が「子どもの読書活動推進計画」の策定や見直しをする際の指針となるもの。
- (3) 県総合計画や教育振興基本計画のもと、読書に関する分野別計画として位置付けている。

3 計画の概要

(1) 基本理念

県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しづおか」の構築を図ります。

子どもの読書活動推進を「生涯にわたる読書習慣の基礎づくり」と位置付け、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことを目指します。

本に出会い、本を知る

本に親しみ、本を活かす

本と生き、本を伝える

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」そして「本を知っていく」ことは、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身に付けていく上で大切です。

そして、本との出会いは、本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

就学期には、読書習慣を身に付け、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望まれます。それが、社会で生きていくための糧を得ることにもつながります。その際、図書館が心強い味方になります。また、本を通じた友人等との関わりは、さらに読書を味わい深いものにします。

日常生活を営む上で、誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有効な手段の一つです。社会に繰り出してからも、生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そして、その姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望まれます。

(2) 基本方針

発達段階に応じた家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組を支援・推進します。

読書環境の整備

読書機会の提供

読書活動の啓発

推進・支援体制の整備

全ての子どもが、公共図書館や学校図書館等において、好きな本を手に取ったり、必要な情報を調べたりすることができる読書環境づくりを推進します。

家庭読書や図書館におけるおはなし会、学校等における朝読書や読み聞かせなど、すべての子どもが本に親しむ機会が充実するよう支援します。

県のホームページや県政記者等への広報活動を通して、読書に関する活動や取組を周知するとともに、市町における読書活動の啓発を支援します。

子ども図書研究室を設置し、児童書の全点収集を維持します。また、市町の子どもの読書活動推進主管課や公共図書館、学校図書館に対して、所管する部局を通じて、読書活動の推進と支援の体制整備に努めます。

(3) 国の方策に基づく主な取組

ア 多様なこどもたちの読書機会の確保

- ▶ 障害者等読書支援サービス普及促進
- ▶ 外国にルーツを持つこどもへの多言語資料の提供
- ▶ 県立中央図書館でのりんごの棚の設置と障害のあるこどもへの配慮と支援
- ▶ 多言語・バリアフリー資料の案内リーフレット作成

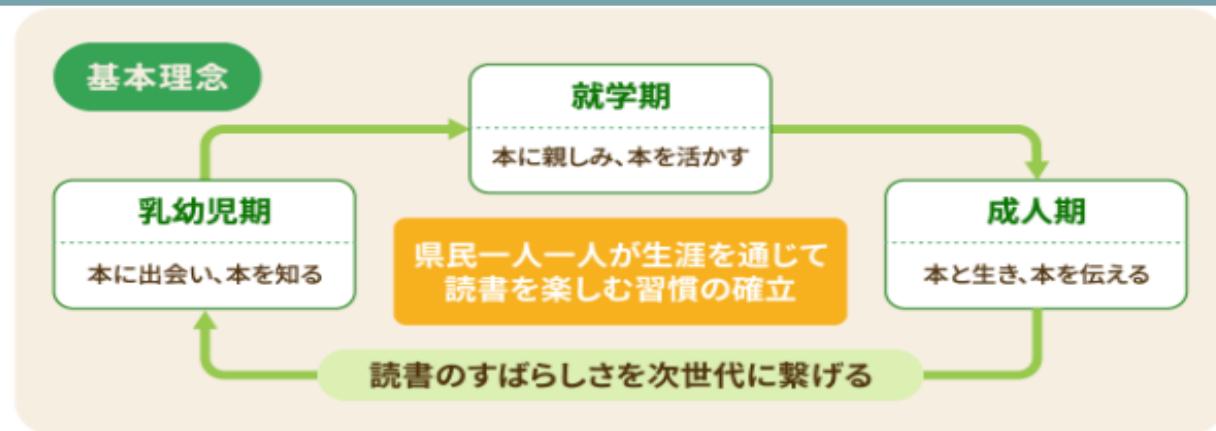
イ デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ▶ 横断検索システムの安定運用
- ▶ デジタル資料コンテンツ拡充と利用促進
- ▶ 「ふじのくにアーカイブ」による学習資源の提供

ウ こどもの視点に立った読書活動の推進

- ▶ 「こえのもりしづおか」による読書活動に関するこども・若者の意見聴取

(4) 計画体系



▼ 実現に向けて ▼

すべてのこどもたちが自主的に読書に親しむ習慣の確立

家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組

- ①読書環境の整備
- ②読書機会の提供
- ③読書活動の啓発
- ④推進・支援体制の整備等

家庭

図書館等

共通事項

幼稚園・保育所・
認定こども園

小学校・中学校・
高等学校・特別支援学校

(5) 計画期間

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度（おおむね5年間）